

最高裁秘書第2661号

令和5年11月10日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

旧姓使用を認められている裁判官の人事情報が官報の「人事異動」欄に掲載される場合、裁判官の氏として戸籍姓と旧姓のどちらが表示されているかが分かる文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

3月22日付け（同月27日受付）

2 答申番号

令和5年（最情）答申第7号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）